船橋市空家等対策検討連絡会設置要綱

(設置)

第1条 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に基づき、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、船橋市空家等対策検討連絡会(以下「連絡会」という。)を置く。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、法の例による。

(所掌事務)

- 第3条 連絡会は、次に掲げる事項について協議する。
 - (1) 空家等対策計画の作成及び変更に関すること。
 - (2) 空家等対策計画の実施及び評価に関すること。
 - (3) その他空家等に関する施策に係る必要な事項の調整に関すること。

(組織等)

- 第4条 連絡会は、別表に掲げる所属の長をもって組織する。
- 2 連絡会の会議は、市民安全推進課長が招集し、議長となり、議事を整理する。
- 3 連絡会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は説明 を聴くことができる。

(担当者会議)

- 第5条 連絡会に、担当者会議を置く。
- 2 担当者会議は、別表に掲げる所属の長が指名した者をもって組織する。
- 3 担当者会議は、市民安全推進課長が会議を招集し、指名された者が議長となり議事を整理する。
- 4 担当者会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、参考意見又は 説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 連絡会の庶務は、市民生活部市民安全推進課が行う。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、連絡会の運営に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

- この要綱は、平成24年5月15日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成24年7月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年10月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年6月2日から施行する。

別表

危機管理課 市民の声を聞く課 資産税課 市民安全推進課 福祉政策課 衛生指導課 クリーン推進課 環境保全課 道路維持課 建築指導課 住宅政策課 消防局予防課